



山川ゆりこサイト
新型コロナウイルス対策関連
お役立ち情報

早わかり! 新型コロナウイルスQ&A

草加市

生活を支える

事業を守り雇用を継続する

医療や福祉を守る

学びを

Q

仕事がなくなり住まいを失うのが不安です。

休業手当や特別休暇で補償はされるの?

仕事が減り、収入が減って困ります。

収入が減り、様々な支払いに困っています。

解雇されたら、賃金不払いで困っています。

明日の食事にも事欠き、住む場所も失った...緊急小口資金も借り、住居確保給付金も受給した。でも...

2回目の緊急事態宣言発令で、営業自粛に協力した場合の支援は?

自粛要請で業績悪化している。事業継続したい。

事業再開に向けた投資をしたい

自粛要請で業績悪化した事業者の地代・家賃の負担を軽減する支援策は?

埼玉県の家賃支援策は?

事業継続しながら、従業員の雇用も継続したい。

妊娠中の女性労働者に有給休暇を与えたい。

資金繰りが厳しく、条件が緩和された融資制度が欲しい。

資金繰りが厳しく、納税や社会保険料等の納付が厳しい。

会社が倒産!お給料をもらっていない...

①コロナウイルスに感染しているか不安

②もし陽性反応がでて、自宅療養といわれるかもしれない心配

収入が減り、大学や専門学校の授業料が払えない。

A

〔**住居確保給付金**〕という家賃の支援制度があります。最長で12か月家賃相当額を自治体から大家さんに支給されます。(※令和2年度中に新規申請して受給を開始した人に限る。)

〔**雇用調整助成金**〕会社の都合で従業員を休ませた場合、会社は平均賃金の60%以上を支払わなくてはなりません。手続きが簡略化されているので、勤務先にご確認ください。

〔**新型コロナウイルス対応休業支援金・給付金**〕個人で申請できる休業補償制度。

〔**小学校休業等対応助成金・支給金**〕小学校等が休業していた間に、子供のために特別休暇を取得した場合、事業主には助成金が支払われます。フリーランスの方は国に直接申請してください。(※**申請期限が延長されています。**)

〔**緊急小口資金**〕〔**総合支援資金**〕借入れ金にはなりますが、融資制度があります。*郵便局での申請は終了しました。総合支援金は貸付期間の延長もできます。(詳細な相談は社会福祉協議会まで。)

〔**納税の猶予**〕〔**国保税・国民年金保険料の納付猶予**〕〔**公共料金・電話料金の支払い猶予**〕などの窓口があります。〔**住宅ローンの支払い相談**〕は金融機関へご相談ください。

〔**解雇・雇止め・派遣切り**〕〔**賃金不払い**〕春日部労働基準監督署をはじめ、いくつかの相談窓口がありますので、お気軽にご相談下さい。

〔**生活保護**〕生活保護は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものです。ためらわずにご相談ください。

〔**埼玉県感染防止対策協力金**〕営業時間短縮要請の期間延長等(1月12日から2月7日まで)に伴い、当該要請に協力した飲食店(カラオケ店、バーを含む)を運営する事業者に感染防止対策協力金を支給します。支給額:最大162万円/店舗

〔**持続化給付金**〕(個人事業主最大100万円、中小企業最大200万円)は、フリーランスで給与所得及び雑所得で確定申告している方も対象となります。また、電子申請をサポートする窓口も利用できます。(要予約) *申請期限が2月15日(月)まで延長されました。

〔**持続化「補助金**〕販路開拓等に取り組む小規模事業者費用の2/3を補助します。更に感染症拡大防止等に取り組むことで、最大150万円の補助が受けられます。

〔**家賃支援給付金**〕は、5月～12月に、いずれか1か月の売上が前年同月比で50%以上減少、または、連続する3ヶ月の売上が前年同期比で30%以上減少した場合、法人で上限600万円、個人事業主で上限300万円が給付されます。*申請期限が2月15日(月)まで延長されました。

〔**埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金**〕(令和3年2月15日(月)までに要申請) 新型コロナウイルスの影響により、売上が一定程度減少した県内テナント事業者(中小企業・個人事業主等)に対して、県が家賃負担の軽減を支援するものです。上記国の家賃支援給付金の給付を受けた方が対象。

〔**雇用調整助成金**〕は従業員の給与の6割以上を保障することを条件に支給されます。コロナ対策として様々な特例あり。中小企業や個人事業主の場合、4月～6月期の売上減少が5%以上、助成上限一人あたり15,000円/日まで助成。労災保険に加入していれば、雇用保険未加入者であっても対象となります。

〔**妊娠中の女性労働者の新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置**〕が適用され、事業主が母性の健康管理のために有給休暇を5日以上認められた場合、事業主に、労働者一人当たり25万円から100万円が助成されます。*対象期間が延長されました。

〔**セーフティネット保証・危機管理保証**〕〔**マル経融資の金利引き下げ**〕前年同月比5%以上の売上減少であれば、無利子・無担保の借入れで、最大5年まで返済猶予。(先ずは、取引のある金融機関にご相談されることをお勧めいたします。)

〔**納税猶予**〕前年同月比20%以上収入が減少した事業者は、法人税・消費税等の納税が延滞金なしで猶予されます。固定資産税には軽減措置など。社会保険料についても、納付が猶予される場合もあります。

〔**未払賃金立替払制度**〕国から未払賃金の一部を立替払いを受けることができます。

①〔**感染が疑われる症状**〕〇発熱がある 〇風邪の症状がある 〇呼吸が苦しい 〇強いだるさがありにおいがわからない 〇身近に感染者が出た他、気になる症状がある方、ご不安のある方は、かかりつけ医もしくは相談窓口にご相談ください。

②〔**オンライン診療・遠隔診療**〕一部医療機関で実施されています。電話で症状を聞いたり、薬を出してくれる医院・クリニックもあります。まずは、かかりつけ医にご相談ください。

埼玉県と厚労省のアプリを利用すると、陽性者と接触した可能性がある旨の通知を受けた方全員がPCR検査を受けることができます。

返済の必要がない〔**給付型奨学金**〕が世帯収入等の状況に応じて、5,900円～75,800円/月が支給されます。〔家計急変〕対応もあり、ご相談や、ネット上でシミュレーション等してみることをお勧めします。返済が必要な貸与型と組み合わせることも可能です。

〔**学生支援緊急給付金**〕家庭から自立した生活を送っている大学生等に10万円～20万円の給付があります。

*1月18日現在の**主な施策**を掲載しています。より詳しくは[山川ゆりこオフィシャルホームページ]に記載しています。最新情報も随時掲載して参りますのでご参照下さい。もしくはお気軽に事務所までお問合せ下さい。

地元の相談・問い合わせ先		その他の相談・問い合わせ先			
<p>まるごとサポートSOKA 電話：048-922-0185 (平日 8:30～16:00) 草加市生活支援課 電話：048-922-1245</p>	<p>ハローワーク草加 電話：048-931-6111 内線#32</p>	<p>埼玉県労働局 特別労働相談窓口 電話：048-600-6262</p>	<p>総務省コールセンター 電話：0120-260020 特定金額給付金ポータルサイト</p>		
<p>草加市社会福祉協議会ふれあい福祉相談 電話：048-932-6789 (平日 8:30～17:15)</p>		<p>草加郵便局 電話：0570-943-457</p>	<p>個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター 電話：0120-46-1999 (平日・土日・祝日 9:00～21:00)</p> <p>労働金庫連合会「緊急小口資金受付担当」 電話：0120-225-755 (平日 9:00～17:00) *ろうきんでは、郵送での申請のみ受け付けます。</p>		
<p>草加市納税課：電話：048-922-1098 (管理係)</p>	<p>国税について 川口税務署 電話：048-252-5141 (代表)</p>	<p>国民年金保険料について 越谷年金事務所 電話：048-960-1190 (平日 8:30～17:15)</p>	<p>県税(自動車税等)について 越谷県税事務所 電話：048-962-2191</p>	<p>関東信越国税局 猶予相談センター 電話：048-615-3007</p>	<p>ねんきんダイヤル 電話：0570-05-1165</p>
<p>春日部労働基準監督署 電話：048-735-5226</p>	<p>埼玉県労働局 特別労働相談窓口 電話：048-600-6262 (平日 9:00～17:00)</p>	<p>なんでも労働相談ホットライン(連合) 電話：0120-154-052</p>	<p>日本労働弁護団 電話：03-3251-5363 (月火木15:00～18:00 土13:00～16:00)</p>		
<p>まるごとサポートSOKA 電話：048-922-0185 (平日 8:30～16:00) 草加市生活支援課 電話：048-922-1245</p>					
<p>埼玉県中小企業等支援相談窓口(埼玉県感染防止対策協力金 事務局) 電話：0570-000-678 (平日・土日・祝日 9:00～18:00、年末年始無休)</p>					
<p>草加商工会議所 電話：048-928-8111 (平日 8:30～17:15)</p>		<p>持続化給付金相談窓口 直通番号:0120-279-292 ([5月・6月] 平日・土日祝 8:30～19:00 [7～12月] 平日・日(土・祝除く) 8:30～19:00) *電子申請のサポート会場も、こちらから予約できます。</p>			
<p>日本商工会議所 電話:03-6447-2389</p>					
<p>家賃支援給付金 コールセンター 電話：0120-653-930 ([~/8/31] 平日・土日祝 8:30～19:00 [9/1～] 平日・日(土・祝除く) 8:30～19:00)</p>		<p>埼玉県中小企業等支援相談窓口(埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金(賃借人)事務局) 電話：0570-000-678 (平日・土日・祝日 9:00～18:00)</p>			
<p>ハローワーク草加 電話：048-931-6111</p>		<p>埼玉県労働局 特別労働相談窓口 電話：048-600-6262</p>			
<p>埼玉県労働局雇用環境・均等部室 電話：048-600-6210 (平日 8:30～17:15)</p>					
<p>草加商工会議所 電話：048-928-8111</p>	<p>日本政策金融公庫越谷支店 電話：048-964-5561</p>	<p>日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 電話：0120-154-505 (平日 9:00～17:00)</p>	<p>*土日祝日の連絡先 電話：0120-112476 (国民生活事業) 電話：0120-327790 (中小企業事業)</p>		
<p>川口税務署 電話：048-252-5141 (代表)</p>	<p>社会保険料の猶予について 越谷年金事務所 電話：048-960-1190 (平日 8:30～17:15)</p>	<p>関東信越国税局 猶予相談センター 電話：048-615-3007</p>	<p>中小企業 固定資産税等の軽減相談窓口 電話：0570-077322 (平日 9:30～17:00)</p>	<p>厚生年金保険料納付猶予相談窓口 電話：0570-666-228 (ナビダイヤル) (平日 9:00～17:00)</p>	
<p>春日部労働基準監督署 電話：048-735-5226 (平日 8:30～17:15)</p>	<p>独立行政法人労働者健康安全機構 電話：044-431-8663 (平日 9:15～17:00)</p>				
<p>草加保健所 電話：048-925-1551 (平日 8:30～17:15)</p>	<p>ご自身のかかりつけ医</p>		<p>県民サポートセンター(24時間対応) 電話：0570-783-770</p>	<p>緊急性の高い症状 </p>	
<p>草加市立病院 電話：048-946-2200</p>	<p>ご自身のかかりつけ医 </p>		<p>独協医科大学 埼玉医療センター 電話：048-965-1111</p>	<p>電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関一覧(埼玉県)</p>	
<p>埼玉県LINEコロナお知らせシステム</p>			<p>新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)</p>		
<p>草加市教育委員会 電話：048-922-2619</p>	<p>在学している学校 </p>		<p>日本学生支援機構 奨学金相談センター 電話：0570-666-301 (平日 9:00～20:00)</p>	<p>埼玉県高等学校等奨学金制度 電話：048-830-6652</p>	